

(案)

沖縄県工芸振興センター敷地境界確認等業務委託契約書

- 1 委託業務の名称 沖縄県工芸振興センター敷地境界確認等業務
- 2 履行場所 南風原町字照屋213番地
- 3 履行期間 令和3年 月 日から令和4年2月28日まで
- 4 業務委託料 金 _____ 円也
うち取引に係る消費税額及び地方消費税 円
(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した者で、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 5 契約保証金額 金 _____ 円也
(沖縄県財務規則第101条第1項の規定に基づき、契約金額の100分の10とする。ただし、同規則第101条第2項各号に基づく証明等を行う場合には免除する。)

上記の業務について、(沖縄県工芸振興センター所長名) (以下「甲」という。)と、
_____ (以下「乙」という。)は、次の条項により委託契約を締結する。

(業務の範囲)

第1条 業務の範囲は仕様書に掲げるところによる。

(業務の処理)

第2条 乙は、甲が委託する業務を処理するものとし、処理にあたっては、関係法令及びこの契約書に定めるものに従いこれを履行しなければならない。

(業務処理と連絡)

第3条 甲は、その職員の中から業務処理に関する連絡員を置き、乙に通知するものとする。

- 2 乙は、業務処理に関し、乙に所属する会員を代理人として選任することができる。
- 3 乙は、前条の規定により代理人を選任したときは、代理人の氏名、資格、事務所等を書面により通知するものとする。また、その選任及び監督について、甲に対してその責任を負う。
- 4 この業務の履行に関し、甲、乙間で受け渡す図面及び書類等は、甲または乙の指示するものを除き、連絡員又は代理人を経由しなければならない。
- 5 乙は、乙又は代理人に異動があったときは、書面により直ちに甲に通知するものとする。

(再委託の制限)

第4条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10 日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りでない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(資料の提供等)

- 第5条** 甲は、乙又は代理人に業務に必要な資料を提供又は貸与するものとする。この場合、乙または代理人は、提供または貸与を受けた資料について、善良なる管理者の注意をもって保管しなければならない。
- 2 乙は業務が完了した場合又は契約が解除された場合には、前項の資料を遅滞なく甲に返還しなければならない。

(用紙等の交付)

- 第6条** 甲は、業務を行うために必要とする諸公募閲覧等申請書等に必要な用紙類を乙または代理人に交付するものとする。

(処理状況の報告)

- 第7条** 甲は、必要があると認めるとき、乙に対し業務処理の状況その他関連する事項についての報告を求めることができる。

(処理困難なもの等の取り扱い)

- 第8条** 乙は業務の履行について、代理人から書類等の不備や問題点の報告があった場合には、速やかに甲に報告し、その指示を受けるものとする。
- 2 乙は、業務のうち処理困難なものがある場合は、書面により甲に届け出て甲の指示を求めなければならない。

(契約の変更)

- 第9条** 甲は、業務を行うにあたり、必要があると認めるときは、業務に関する指示の変更内容を乙に通知して、委託業務の変更をすることができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは履行期間又は委託料の額を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 2 甲乙いずれの責にもきすことのできないものにより、委託業務の実施が不可能または困難になったときは、甲乙協議して本契約を解除し、又は変更するものとする。

(権利義務譲渡の禁止)

- 第10条** 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し、又は担保に供し、若しくは承継させてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(秘密の保持)

第 11 条 乙は、委託業務の処理により知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 12 条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報の取扱については、別記「個人情報保護取扱特記事項」を守らなければならない。

(第三者に対する責任)

第 13 条 乙は、業務の処理に関し、乙の責に帰すべき事由によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(損害に対する必要経費の負担)

第 14 条 業務の履行に際し発生した損害(第三者に与えた損害を含む。)のために必要を生じた経費は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責に帰する事由による場合は甲が負担するものとし、その額は、甲乙協議して定めるものとする。

(検査及び引き渡し)

第 15 条 乙は、業務が完了した時は、遅滞なく業務完了報告書に成果品を添えて甲に提出し、甲の検査を受けなければならない。

- 2 前項の検査の結果、甲から補正を求められたときは、乙は遅滞なく補正を行い、甲の検査を受けなければならない。
- 3 乙は第 1 項及び第前項により検査を受け、適正と認められたときは業務の目的物を甲に引き渡さなければならない。

(委託料の請求及び支払い)

第 16 条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、書面により委託料の支払いを請求できるものとする。

- 2 甲は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から 30 日以内に、請求に係る金額を乙に支払わなければならない。

(契約の解除)

第 17 条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約書に定めた事項に違反したとき。
- (2) 乙が正当な理由もなく、甲の指示に従わなかったとき。
- (3) 乙の責めに帰すべき事由によって、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (4) 正当な理由に基づき、乙が契約の解除を申し出たとき。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 14 日前までに書面により、その旨を乙に通知するものとする。
- 3 乙は、第 1 項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、甲は乙に対し、損害の全部又は一部の賠償金を請求することができる。この場合の賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(暴力団等の排除)

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - (2) 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら、当該社と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 乙が(1)から(5)までのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 2 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第19条 乙の責に帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、甲は、損害金の支払いを乙に請求することができる。

- 2 前項の場合、沖縄県財務規則第109条第1項の規定に基づき、天災、地変、その他乙の責に帰することのできない場合を除いて、乙は遅延日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5%の割合の金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（補則）

第20条 この契約について、疑義、定めのない事項等が生じた場合は、甲乙協議して定めることとする。

以上の契約締結の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 沖縄県南風原町字照屋213
沖縄県工芸振興センター所長 名

乙__